

# 汚染土壌処理の 法規と実態

NPO 法人大阪府環境協会  
鞍谷 保之





## はじめに

我が国産業構造の変化、産業の空洞化、周辺環境の変化に伴う操業環境の悪化等により、工場の移転、統廃合、廃業による工場建屋の解体や敷地の整地等がなされ、産業廃棄物と汚染土壌が同時に発生する状況がしばしば見受けられるようになった。それに伴い、産業廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物と汚染土壌をあわせて処理をしてほしいという要望が増えている。しかし、汚染土壌の運搬や処理は、扱う対象が有害物質であるということから、極めて専門的で技術的な内容が求められ、一つ間違えば汚染拡散をもたらすことになりかねない。また、汚染土壌の処理は、周辺住民とのコミュニケーションも必要不可欠であり、専門性をもとにした幅広い対応が求められる。

そこで、土壌汚染対策の歴史的背景や、今までの取り組みを交えながら、土壌汚染対策法全体の概要を述べるとともに、特に、汚染土壌の運搬や汚染土壌処理業に関しては詳細に示し、産業廃棄物処理業者が新たに汚染土壌を取り扱おうとする際の規制や実務上の留意事項等について解説する。

NPO 法人大阪府環境協会  
鞍谷 保之

## 1. 土壌汚染対策の概要

### 1.1 土壌汚染の歴史

#### 1.1.1 諸外国の状況

1980年に米国では、シリコンバレーで、土壌汚染による健康影響が顕在化し、「包括的環境対処補償責任法（スーパーファンド法）」が制定され、土壌汚染に対する汚染者の責任が明確になった。これを契機として欧米諸国における各種制度の制定が本格化するとともに汚染機構解明のための調査技術や、浄化技術の開発、並びに、汚染サイトにおける調査や浄化事業への適応が盛んになってきた。

これら、スーパーファンド法制定等の一連の動きにより、海外に進出している我が国の企業が環境リスクを考える必要性を会得するなど、環境保全に対する大きな貢献となった。

さらに、土壌汚染による被害補償の観点から、損害保険会社が環境問題に大きな関心を持つようになり、海外の制度を日本に紹介するなど、環境保全分野の発展に努力した点も見逃せないものとなっている。

#### 1.1.2 我が国の状況

19世紀の中頃までは、我が国は自然とともに生活してきたが、その後、近代化により、「自然」よりも「より便利なこと」「より合理的なこと」に多くの目が向けられるようになった結果、「原料を加工し製品を製造、流通、販売する動脈産業」がどんどん発達していったが、「環境、廃棄物、リサイクル等の静脈の部分」は長い間放置されていった。

20世紀はまさにそんな世紀であり、このつけが21世紀にまで及んでいる。

経済の高度成長以来、我が国では多くの環境問題が顕在化し、その都度、情報の不足と、予測の困難性などが指摘され、その対応に力を注いできた。

その結果、最近では「環境」という言葉はきわめて一般的になるとともに重みを持ってきている。

環境問題は、当初は、その時々での排出を抑えることに努力していたが、それでは足りないことがわかってくるのである。土壌汚染は、長期間土壌中に残存する性質があり「ストックとして残されている汚染をどうするか」という、いわば負の遺産を扱うものである。したがって、その扱い如何が土地という財産の得喪に直結しかねないことから、他の公害問題に無い多くの論点を内包している。

能勢のダイオキシン問題や砒素による地下水汚染など、土壌地下水を巡る環境問題が衝撃を与えた事例は枚挙にいとまがない。

汚染事例が発生すると、汚染された土壌や地下水を自然の力で浄化しようと試みるが、あまりに汚染が進んだ結果、自然の浄化機能が損なわれてしまっているのである。

バブルの後遺症で土地の流動化は遅々として進まず、汚染が原因で塩漬けになった土地が増えてきたが、今後、経済構造の変化に伴う不動産売買用の調査対策がかなり増えると予想される。

また、企業は社会に対して ISO14000 も含めて環境に対する取り組みを公表する義務が生じており、土壌汚染調査を求められることになる。

(一社)土壌環境センターが 10 年ほど前に、土壌汚染市場を 13 兆円市場と予想したが、今では更に膨らんでいるものと思われる。

まだまだ、土壌・地下水汚染の問題は山積みの状態となっており、今後は、負の遺産を一掃する必要があり、負の遺産を少なくするだけでなく、正の財産をどれだけ大きくするかも考えていく必要がある。

しかも、心理的な嫌悪感覚から生ずる地価の減価要因（スティグマ）が心理的に作用し、ややもすると実際の浄化費用以上に土地の評価額が下がることが起こっている。

開発工事などで土壌汚染に対峙した場合、過度な対応でなく環境、技術、経済面から適切な解決が望まれる。

土壌汚染の浄化対策には非常に大きな費用がかかる反面、健康影響の観点からは、一般的にはすぐには暴露による健康被害を受けない場合が多いので、暴露経路を遮断するという方策によって、汚染が残っていても、それに触れないようにしようという方向になっている。土壌汚染は有害物質による汚染で発ガン性などの健康影響との関係もあり、住民の理解を得るためのリスクコミュニケーションの取り組みも重要になってきている。

## 1.2 土壌環境の状況

### 1.2.1 土壌汚染判明状況

近年、

- ① 平成14年に制定された、土壌汚染対策法に基づく調査や対策が進められたこと
- ② 産業構造の変化に伴い、工場跡地などの再開発・売却の際や環境管理等の一環としての自主的な汚染調査を行う事業者が増加し

たこと

③ 地方公共団体における地下水の常時監視の体制が整備されたこと

④ 地方公共団体において土壤汚染対策に係る条例が整備されたこと

等に伴い、土壤汚染事例の判明件数が図 - 1 のように増加している。

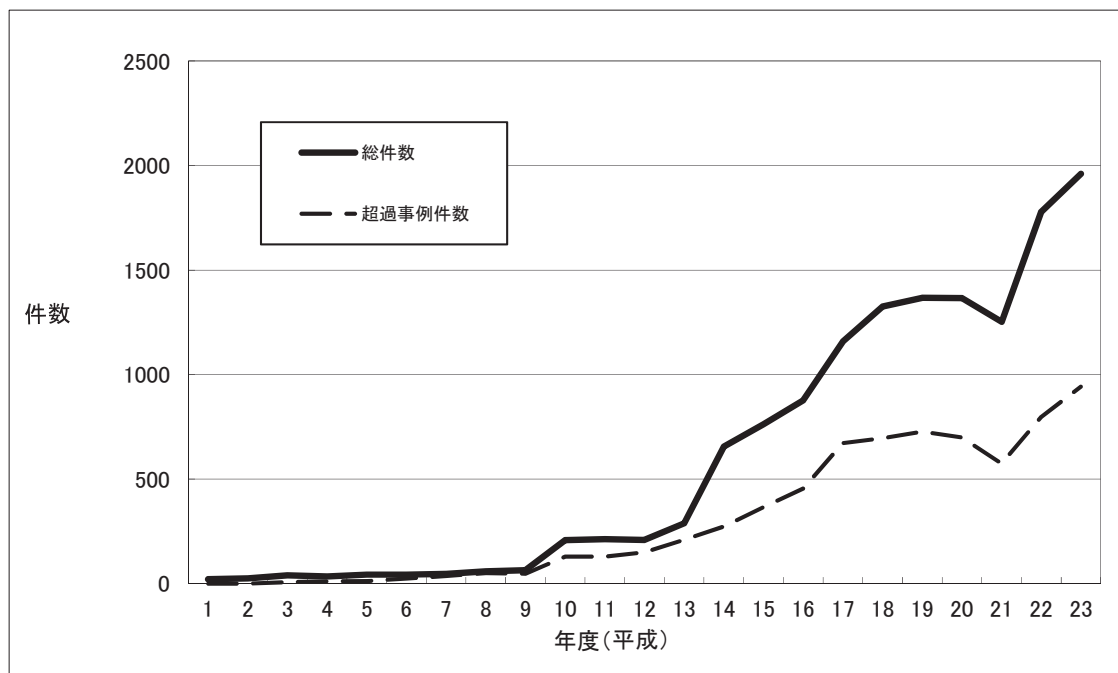


図 - 1 年度別土壤汚染判明件数

都道府県や土壤汚染対策法の政令市が把握している調査の結果では、平成23年度に土壤の汚染に係る環境基準又は土壤汚染対策法の指定基準（土壤溶出量基準又は土壤含有量基準をいう）を超える汚染が判明した事例は943件となっている。また、事例を有害物質別で見ると、鉛、ふっ素、砒素などが多くみられる。

### 1.2.2 土壤汚染対象物質の用途

土壤汚染対策法では土壤に含まれることにより人の健康に被害が生ずるおそれのある物質として3種類の特特定有害物質を定めており、その主な用途は次のようになっている。

① 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

トリクロロエチレン等の物質で表 - 2に示すように化学工業や工業用洗浄剤、ドライクリーニング等に使用されている。

物質名	用途
四塩化炭素	フロンガス原料、消火剤、溶剤、脱脂洗浄剤、ドライクリーニング
1,2-ジクロロエタン	塗料溶剤、洗浄、抽出、殺虫、塩化ビニル中間体
1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	溶剤(油脂、樹脂、ゴム等)、医薬(麻酔)
1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤
ジクロロメタン	溶剤、冷媒、脱脂剤、抽出剤、消火剤、局所麻酔剤、不燃性フィルム溶剤
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング溶剤、原毛洗浄、石けん溶剤、その他溶剤
1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	溶剤、金属の常温洗浄、塩化ビニルデン原料
トリクロロエチレン	金属表面の脱脂洗浄、羊毛の脱脂洗浄、香料抽出、冷媒、殺虫剤
ベンゼン	溶剤、抽出剤、合成原料(樹脂、繊維、ゴム等)、ガソリン・灯油等油類混入

表 - 2 第一種特定有害物質の用途

② 第二種特定有害物質（重金属等）

カドミウム等の重金属で表 - 3に示すように化学工業、電子工業、メッキ等に使用されている。

物質名	用 途
鉛	合金、はんだ、活字、水道管、鉛ガラス、ゴム加硫、電池、防錆ペイント、顔料、殺虫剤、染料、塩化ビニル安定剤
砒素	半導体製造、殺虫剤、農薬
ふっ素	金属の研磨、ステンレスの洗浄、鉄鋼業等で原料として使用するホタル石に含有
ほう素	電気鍍金工程の緩衝剤・鍍金液、陶器の釉薬(うわぐすり)、石炭中に含有
カドミウム	合金、電子工業、電池、鍍金、顔料、写真乳剤、塩化ビニル安定剤
六価クロム	酸化剤、鍍金、触媒、写真、漁網染色、皮なめし、石版印刷
シアン化合物	鍍金、試薬、触媒、有機合成、蛍光染料、冶金、鋳業、金属焼き入れ、写真薬、医薬
総水銀	電解電極、金銀の抽出、水銀灯、計器、医薬、顔料、農薬、整流器、触媒
セレン	半導体、光電池、鋼材の防食被覆、特殊硝子、乾式複写機感光体、芳香族化合物の脱水素剤、浮遊選鉱の気泡剤、頭髪化粧水

表 - 3 第二種特定有害物質の用途

③ 第三種特定有害物質（農薬等）

シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機リンの農薬等が指定されている。

1.2.3 土壌汚染が確認されている業種

種々の調査結果から土壌汚染が確認されている主な業種は、金属製品製造業や化学工業等表 - 4 のとおり多岐にわたっている。



業種分類	特定有害物質
金属製品 製造業	トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン 六価クロム、シアン、ふっ素、ほう素
窯業・土石 製品製造業	トリクロロエチレン 鉛、ほう素、六価クロム
洗濯・理容・ 美容・浴場業	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス- 1,2-ジクロロエチレン
化学工業	六価クロム、シアン、ふっ素、ほう素 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス- 1,2-ジクロロエチレン
学術・開発研 究機関	六価クロム、鉛、砒素、ふっ素

表 - 4 土壌汚染が確認されている主な業種

### 1.3 土壌汚染関連法

土壌汚染に関連する法制度の歴史的な経過は次のようになっている。我が国の土壌汚染対策は、農作物の有害物質による土壌汚染からスタートしている。カドミウム汚染米などの事件が発生し、昭和 45 年に農用地の土壌汚染対策として「農用地土壌汚染防止法」が制定された。

一方市街地の土壌汚染対策としては、米国において 1980 年「包括的環境対処補償責任法（スーパーファンド法）」が制定され、市街地土壌汚染対策に関する法整備が世界的に求められた。

我が国では、平成 3 年に表 - 5 のように「土壌環境基準」が設定され、平成 9 年に表 - 6 のように「地下水環境基準」が設定された。その後、環境への関心が高まる中、平成 13 年 1 月に環境省が発足し、我が国の環境行政の礎が固まり、平成 14 年には「土壌汚染対策法」が制定される運びとなった。

土壌汚染関連法としては、環境基本法をはじめ、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法、公害防止管理者法、廃棄物処理法、化審法、PRTR 法等多くの関連法律が制定されている。

項 目	環境上の条件	項 目	環境上の条件
カドミウム	0.01 mg/L 農用地においては、 米1kgにつき0.4mg以下	シス-1,2- ジクロロエチレン	0.04 mg/L
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L
有機燐	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
鉛	0.01 mg/L	トリクロロエチレン	0.03 mg/L
六価クロム	0.05 mg/L	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
砒素	0.01 mg/L 農用地(田に限る。)においては、 土壌1kgにつき15mg未満	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
総水銀	0.0005 mg/L	チウラム	0.006 mg/L
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L
銅	農用地(田に限る。)においては、 土壌1kgにつき125mg未満	ベンゼン	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.02 mg/L	セレン	0.01 mg/L
四塩化炭素	0.002 mg/L	ふっ素	0.8 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	ほう素	1 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L		

表 - 5 土壌環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
鉛	0.01 mg/L	トリクロロエチレン	0.03 mg/L
六価クロム	0.05 mg/L	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
砒素	0.01 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
総水銀	0.0005 mg/L	チウラム	0.006 mg/L
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L
ジクロロメタン	0.02 mg/L	ベンゼン	0.01 mg/L
四塩化炭素	0.002 mg/L	セレン	0.01 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	ふっ素	0.8 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素	1 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L

表 - 6 地下水環境基準

## 2. 土壌汚染対策法

### 2.1 土壌汚染対策法制定の背景

近年、工場閉鎖や移転によって跡地の再開発をする機会が多くなり、工場跡地で重金属類や揮発性有機化合物による土壌汚染や、これに伴う地下水の汚染が次々に発見されるようになった。しかし、当時制定されている法律は農用地の土壌汚染に限定されており、都市部の土壌汚染対策は土地の所有権との関係などにより制定が遅れていた。

その後、具体的対策を行うための法的な整備が急務となり、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の最後の法制度として、土壌汚染対策法が平成 14 年に制定され、平成 15 年 2 月 15 日から施行された。

また、平成 21 年 4 月には、

- ① 土壌の汚染状況の把握のための制度の拡充
- ② 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化
- ③ 搬出土壌の適正処理の確保

等を目的に土壌汚染対策法が改正された。

### 2.2 土壌汚染対策法の目的

土壌汚染の対策は、（1）汚染の未然防止、と、（2）既に発生した汚染の浄化対策、の 2 種類に大別できる。

このうち、汚染の未然防止については、「水質汚濁防止法による有害物質の地下浸透の規制」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物の埋立方法の規制」などにより既に対策が進められてきている。

そこで、土壌汚染対策法は既に汚染が存在する土地を対象とし、土壌汚染の状況の把握に関する方法、及び、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。

### 2.3 土壌汚染の調査と措置

#### 2.3.1 土壌汚染調査義務がかかる土地

土壌汚染状況調査が必要なケースは図 - 7 にあるように、「有害物質使用特定施設の廃止」、「土地の形質の変更」、「健康被害のおそれ」の 3 つである。また、自主的な調査で汚染を発見した場合にも汚染区域指定の申請を出来るようになっている。

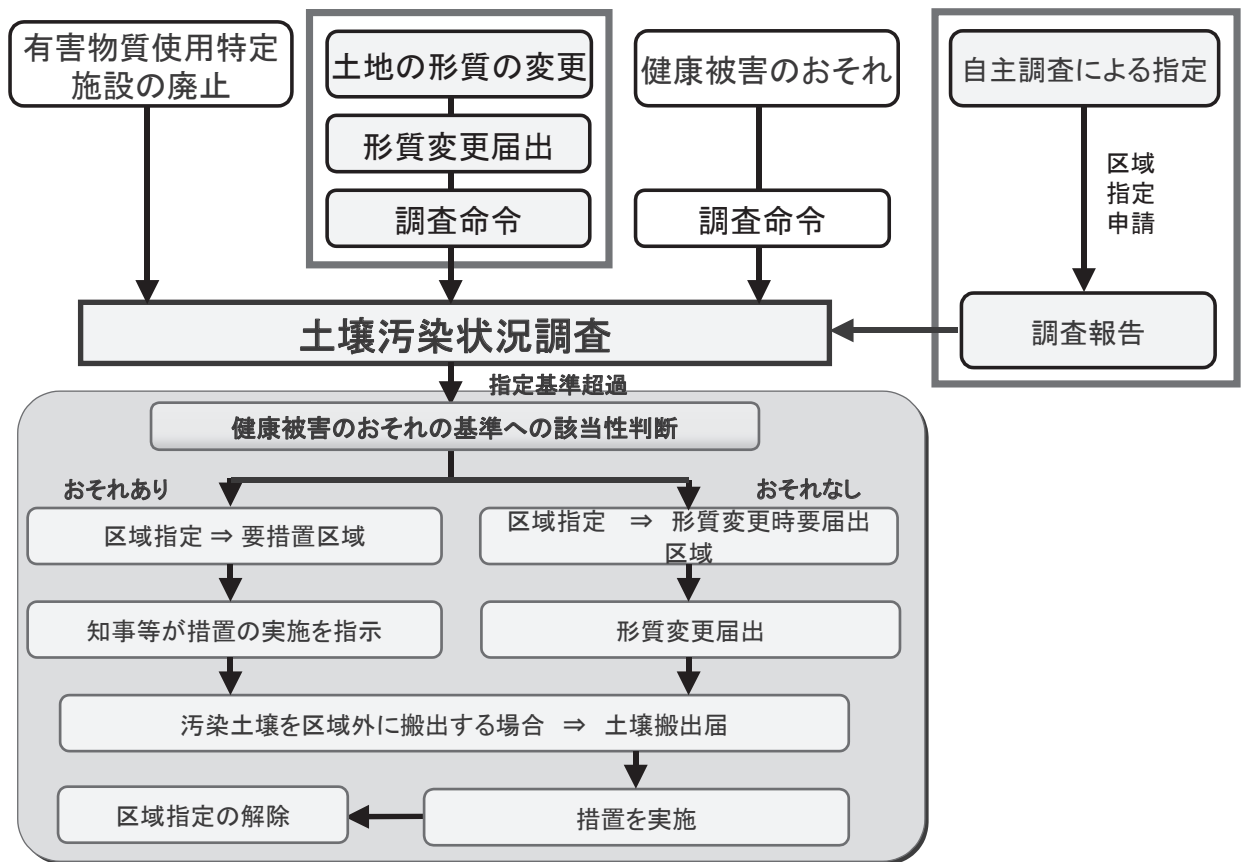


図 - 7 土壤汚染対策法に基づく調査・対策の流れ

### 2.3.1.1 有害物質使用特定施設の廃止時の調査

有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法で規定する特定施設・下水道法の特定有害物質使用特定施設）を設置し、しかも、特定有害物質を製造し、使用し、または処理する工場または事業場で、有害物質使用特定施設を廃止した場合に土壤汚染状況調査が義務付けられている。調査義務は土地所有者等にあり、土壤汚染状況調査は、指定を受けた指定調査機関に依頼し、120日以内に結果を報告しなければならない。手順を図 - 8 及び図 - 9 に示す。

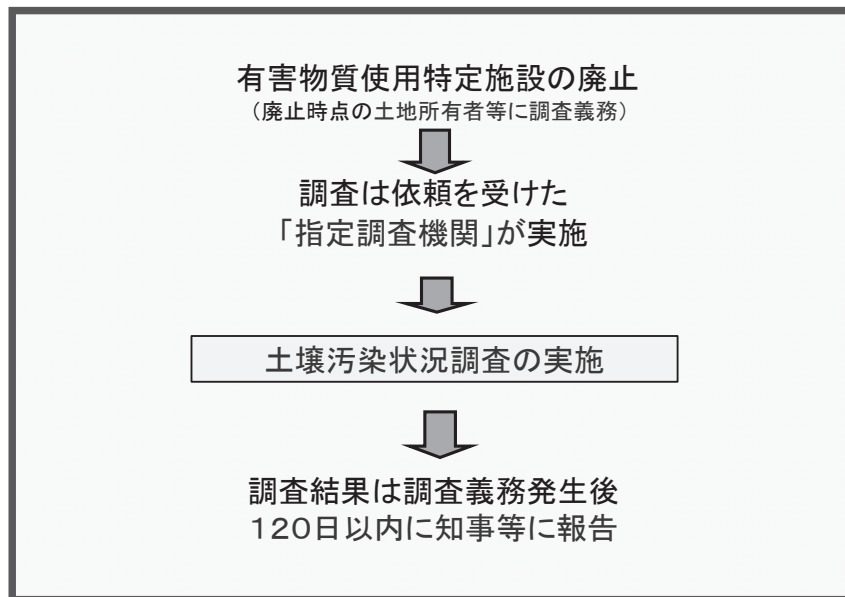


図 - 8 有害物質使用特定施設廃止時の調査

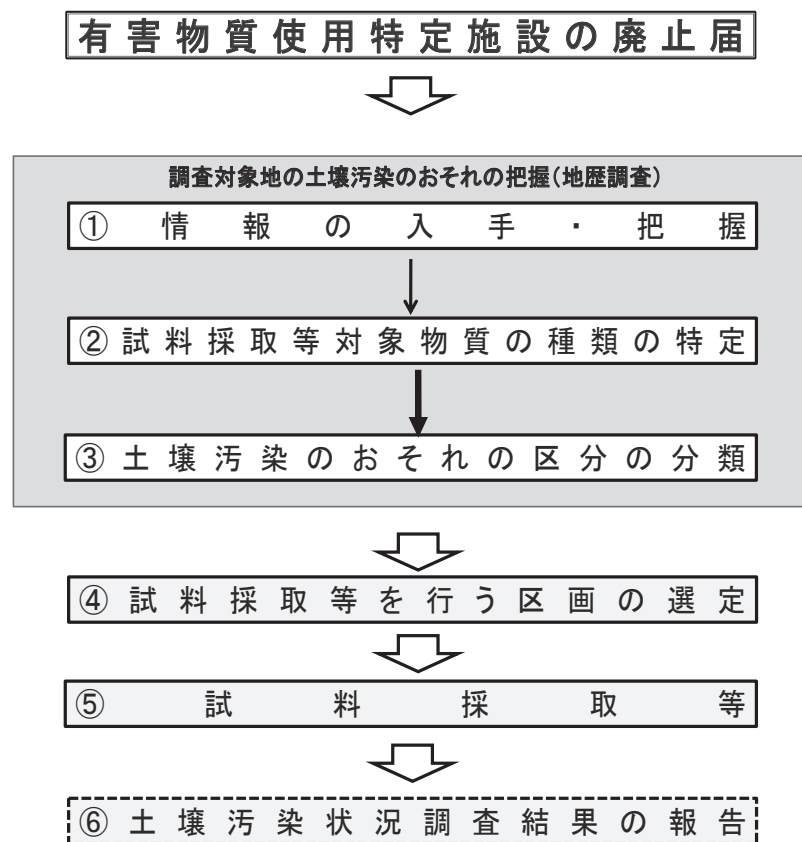


図 - 9 有害物質使用特定施設廃止時の調査フロー

### 2.3.1.2 土地の形質変更時の調査

土地の掘削その他の土地の形質変更であって、面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をしようとするときには、形質変更に着手する 30 日前までに知事等(知事及び政令市長)に届出を行う必要がある。届出後、その土地が汚染されているおそれがあるときは、汚染の状況について指定調査機関に調査させて、その結果を報告しなければならない。その手順を図 - 10 に示す。

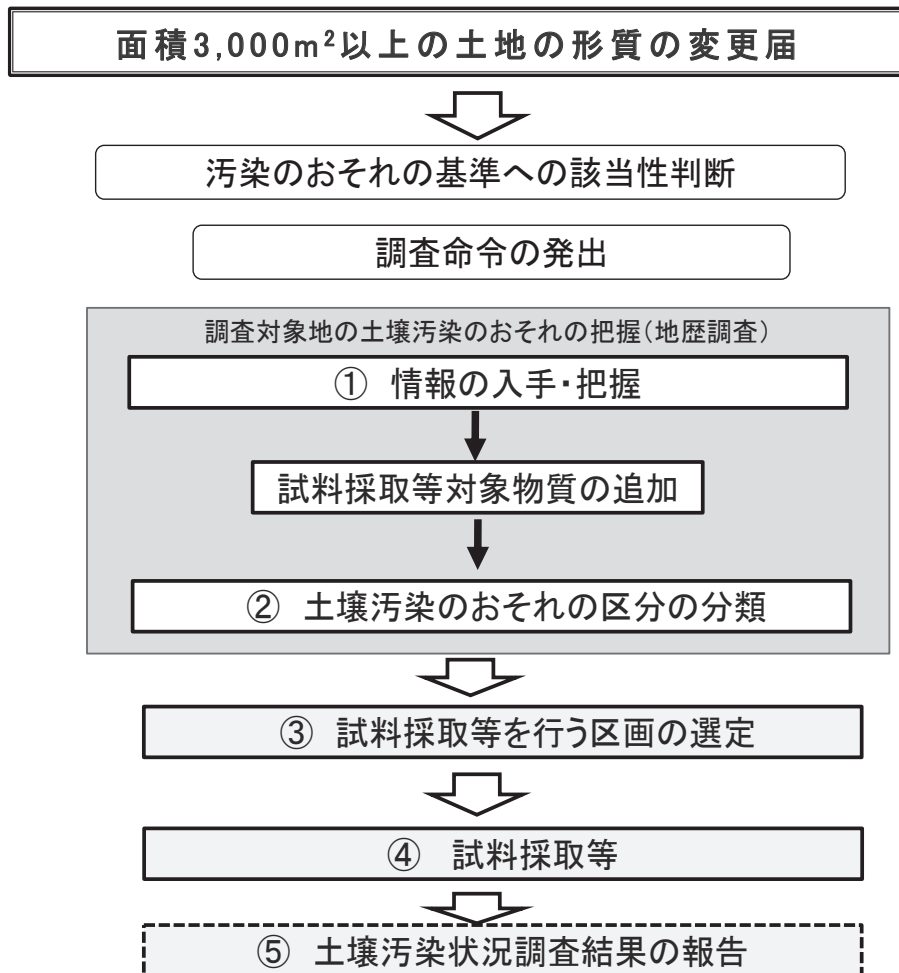


図 - 10 形質変更時の調査フロー

### 2.3.1.3 健康被害が生ずるおそれのある土地の調査

土壤汚染の存在するおそれがある次の 2 つのケースに当てはまり、その汚染により健康影響が生ずるおそれがあると認められた場合、知事等により汚染状況調査の命令が発せられる。

- ① 地下水汚染が発見され、その周辺で地下水を飲用等に利用し、その汚染原因が土壤汚染の蓋然性が高い土地によって生じていることが確実な場合
- ② 土壤汚染の蓋然性の高い土地が、一般の人が立ち入ることが出来る状態となっている場合

知事等の命令が発せられると、指定調査機関に調査させて、その結果を報告する必要がある。

### 2.3.2 調査対策の基本的考え方

土壤汚染対策法は、有害物質を取り扱っている事業所等が、土壤汚染の状態が不明なまま放置された結果、不特定な人が立ち入ることや、土壤汚染が地下水汚染を誘引したものを飲用することによって、人への健康影響が発生することを防ぐことを目的としており、このリスク（土壤汚染の環境リスク）として、具体的には以下の 2 つの場合について、法の対象とし、調査・対策を講じることとしている。

- ① 汚染された土壤に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスク
- ② 汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどのリスク

また、土壤汚染の有害性、つまり「土壤汚染による環境リスクの大きさ」は、「土壤が有害な物質で汚染されている程度」と「汚染された土壤や地下水を摂取した量（暴露量）」によって決まってくる。従って、土壤汚染が存在しても、暴露がない状態（例えば、汚染している土壤に触れることがない場合や、地下水まで汚染が拡散していても飲用がない場合など）と考えられるときには、リスクはないことになり、許容されることになる。

よって法律に規定している対策は、これらのリスクを除去するということを第 1 の目的としているため、その対策は汚染土壤の浄化を第 1 目標とするのではなく、人への暴露経路を遮断する方法、すなわち、覆土・舗装・封じ込め等のリスク低減措置も対策として採用できることとなっている。

### 2.3.3 調査対象となる特定有害物質

土壤汚染対策法に定められる特定有害物質とは、「それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」であり、次の２種類のリスクの観点から物質を選定している。これにより決められた物質のみが土壤汚染対策法の対象物質として規定されている。

#### (1) 地下水等の摂取によるリスク

特定有害物質が含まれる汚染土壤から特定有害物質が地下水中に溶出し、その汚染地下水を飲用利用することに起因した汚染地下水等を摂取することによるリスクである。

地下水の摂取の観点から定められた溶出量基準が設定されている項目を対象物質とする。

#### (2) 直接摂取によるリスク

特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによるリスクである。

人が直接摂取する可能性のある表層土壤中に高濃度の状態で蓄積し得ると考えられる重金属等の物質で、土壤の汚染に係る環境基準における含有量基準が設定されている項目を対象物質とする。

### 2.3.4 汚染対象物質の基準

汚染地域かどうかの判断基準（特定有害物質によって汚染されている土地の区域を指定する基準）は、それぞれのリスクに応じて次とおり設定されている。

#### (1) 直接摂取によるリスクに係る基準

土壤含有量基準(土壤中に含まれている汚染状態を示す)。重金属等の第二種特定有害物質に関して定められている。

#### (2) 地下水等の摂取によるリスクに係る基準

土壤溶出量基準（土壤から地下水に溶出する汚染状態を示す）。揮発性有機化合物の第一種、重金属等の第二種、農薬等の第三種の全ての特定有害物質に関して定められている。



これらについて、特定有害物質名及び基準値を表 - 11 及び表 - 12 に示す。

第一種特定有害物質	土壌溶出量基準	第二溶出量基準	土壌含有量基準
四塩化炭素	0.002mg/L	0.02mg/L	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	0.04mg/L	—
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L	0.2 mg/L	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	0.4 mg/L	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	0.02mg/L	—
ジクロロメタン	0.02 mg/L	0.2 mg/L	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	0.1 mg/L	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	3 mg/L	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	0.06mg/L	—
トリクロロエチレン	0.03 mg/L	0.3 mg/L	—
ベンゼン	0.01 mg/L	0.1 mg/L	—

表 - 11 第一種特定有害物質に係る基準

	第二種・第三種特定有害物質	土壌溶出量基準	第二溶出量基準	土壌含有量基準	
第二種	カドミウム	0.01 mg/L	0.3 mg/L	150 mg/kg	
	六価クロム	0.05 mg/L	1.5 mg/L	250 mg/kg	
	シアン	ND	1 mg/L	50 mg/kg	
	水銀	0.0005mg/L	0.005mg/L	15 mg/kg	
		アルキル水銀	ND	ND	—
	セレン	0.01 mg/L	0.3 mg/L	150 mg/kg	
	鉛	0.01 mg/L	0.3 mg/L	150 mg/kg	
	砒素	0.01 mg/L	0.3 mg/L	150 mg/kg	
	ふっ素	0.8 mg/L	24 mg/L	4000 mg/kg	
	ほう素	1 mg/L	30 mg/L	4000 mg/kg	
第三種	シマジン	0.003mg/L	0.03mg/L	—	
	チオベンカルブ	0.02 mg/L	0.2 mg/L	—	
	チウラム	0.006mg/L	0.06mg/L	—	
	ポリ塩化ビフェニル	ND	0.003mg/L	—	
	有機りん	ND	1 mg/L	—	

表 - 12 第二種、三種特定有害物質に係る基準

### 2.3.5 土壌汚染状況調査

#### 2.3.5.1 汚染状況調査の概要

有害物質使用特定施設を設置している敷地の土地所有者等は、当該特定施設の廃止時等に土壌汚染状況調査を実施しなければならない。

(図 - 8、図 - 9 参照)

また、土壌汚染状況調査の結果、汚染が判明した場合には、知事等に報告する必要がある。

土壌が汚染されていることが判明した場合は、知事等によって区域が指定（要措置区域や形質変更時要届出区域として）され、台帳が作成され、閲覧ができるようになる。

さらに、土壌汚染区域に指定されると、土壌汚染による健康被害の防止措置をとる必要があり、知事等によって汚染の除去等の措置命令ができるようになる。

#### 2.3.5.2 汚染のおそれの把握

土壌汚染調査では、先ず、調査対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用または処理の状況、土壌または地下水の特定有害物質による汚染の概況、その他の調査対象地域における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。

汚染の可能性のある物質を対象に、効率よく調査することが求められるため、先ず、「地歴調査」を行い、過去の工程や原材料などを知ることにより、取り扱い物質が判明し、さらに、同一敷地内でも有害物質を取り扱っていた場所や、全く関係ない場所等が判明する。

調査の流れとしては、先ず、「地歴調査」により基準不適合土壌が存在するおそれを把握し、使用履歴のある物質を調査対象物質として抽出し、おそれの程度を図 - 13 のように (1) 汚染のおそれがない、(2) 汚染のおそれが少ない、(3) 汚染のおそれがある、の 3 種に分類し、おそれの程度に応じて試料採取する区画を選定する。

#### **(1) 土壌汚染が存在する「おそれがない」と認められる土地**

有害物質使用特定施設の敷地から、その用途が全く独立している状態が継続している土地

#### **(2) 土壌汚染が存在する「おそれが少ない」と認められる土地**

特定有害物質を直接使用等はしていないが、有害物質使用特定施設及びその関連施設から、全く独立しているとはいえない土地

#### **(3) 土壌汚染が存在する「おそれがある(比較的多い)」と認められる土地**

上記(1)及び(2)に該当すると認められる土地以外の土地

図 - 13 土壌汚染のおそれの区分

#### 2.3.5.3 土壌汚染状況調査の方法

汚染調査の基本は調査対象地を 10 メートル間隔で引いた線 (100 m<sup>2</sup>) により区画する。これを単位区画という。さらに、30 メートル格子 (900

m<sup>2</sup>)に区画し、汚染のおそれに応じて調査密度を設定することになっている。

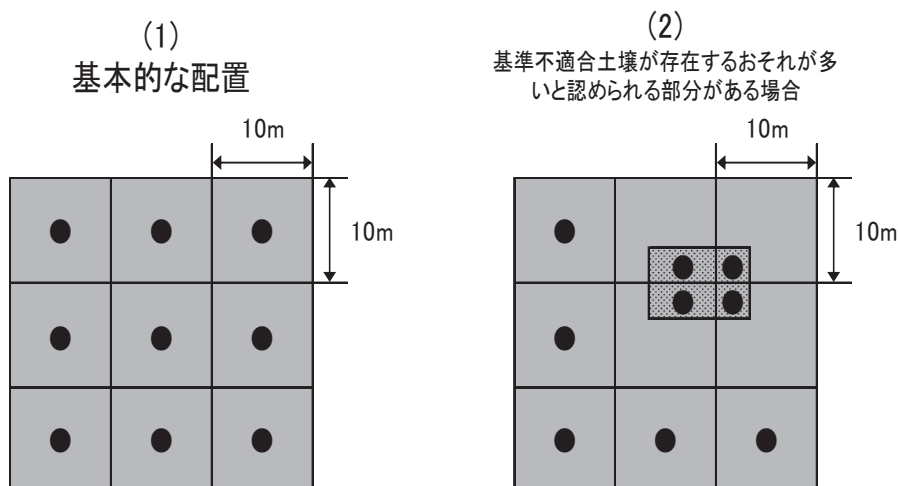
「汚染のおそれがある場合は 100 m<sup>2</sup>に 1 点の調査」「汚染のおそれが少ない場合は 900 m<sup>2</sup>に 1 点の調査」を行うが、汚染物質等の状況により、具体的な調査方法は異なる。

#### 2.3.5.3.1 第一種特定有害物質の調査

第一種特定有害物質は、有機塩素化合物等の揮発性を有する物質であり、調査するに当たっては揮発性の性質を利用して、土壤中に拡散した汚染物質のガス（土壌ガス）を採取する方法で調査する。

##### (1) 汚染のおそれがある場合

平面的な配置は、図 - 14 の (1) に示すように、単位区画 (100 m<sup>2</sup>) の中心での調査を基本とするが、汚染が存在している可能性のより高い箇所が判明しているときは、図 - 14 の (2) のように、その位置にずらして調査を実施する。



汚染が存在するおそれのある箇所の図

●は試料採取地点

図 - 14 汚染のおそれのある場合の採取地点

(2) 汚染のおそれが少ない場合

平面的な配置は、図 - 15 の (1) に示すように 30 メートル格子内の 1 地点で調査を実施する。第 1 種特定有害物質の汚染調査は、地表近くの地中において土壌ガス採取による方法で行う。調査の結果、土壌ガスが検出された場合には、図 - 15 の (2) のように追加調査を実施して、高濃度の土壌ガスが検出された地点でボーリング調査（深さ 10 メートルの深部まで）を行うことになる。このボーリングによる調査の結果、表 - 11 に示した土壌溶出量基準を超過すればその区画は全て基準に適合しない区画となる。

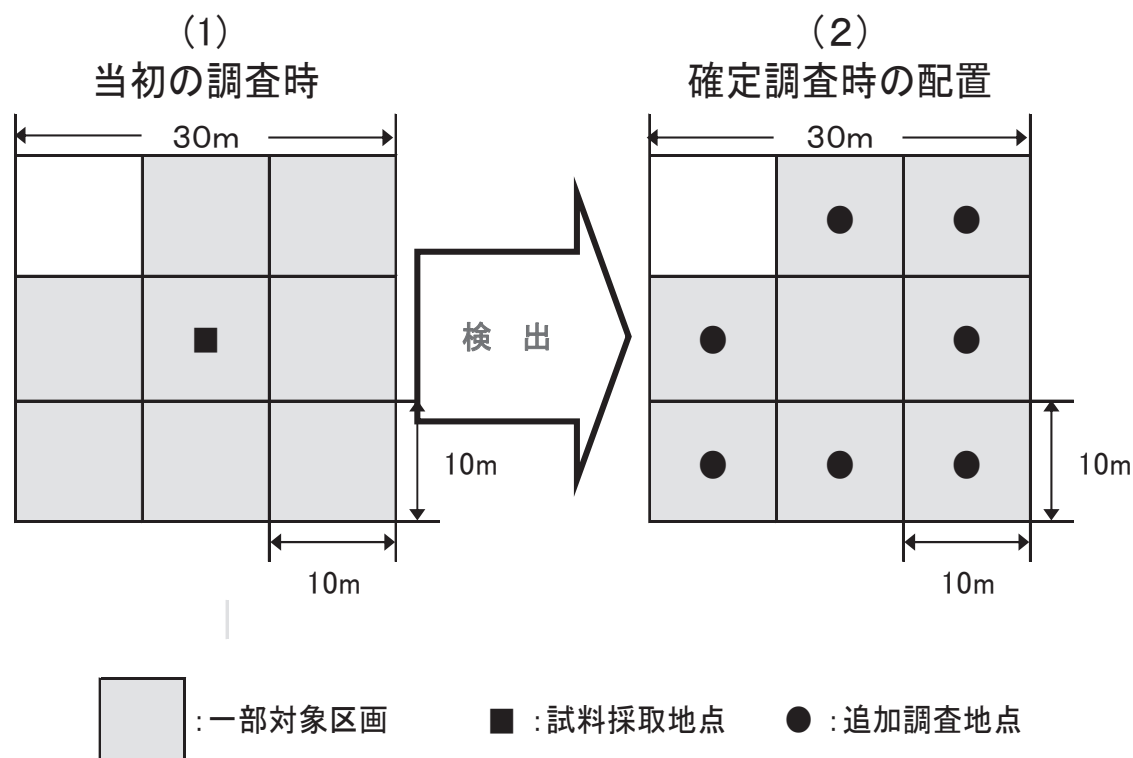


図 - 15 汚染のおそれが少ない場合の採取地点

### 2.3.5.3.2 第二種、第三種特定有害物質の調査

第二種特定有害物質（重金属等）については、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を、第三種特定有害物質（農薬等）については土壌溶出量調査を行う。

#### (1) 汚染のおそれがある場合

平面的な配置は、図 - 14 の (1) のように、単位区画（100 m<sup>2</sup>）の中心での調査を基本とするが、汚染が存在している可能性の高い箇所が判明しているときは、図 - 14 の (2) のように位置をずらして調査を実施する。

#### (2) 汚染のおそれが少ない場合

図 - 16 の (1) に示すように、30メートル格子内にある単位区画のうちから5つの区画を選定し、選定した各1地点で試料を採取し、混合して測定する（5地点均等混合法）。なお、一部対象区画が5つ未満の場合には、図 - 16 の (2) のように全ての一部対象区画で試料を採取し、等量混合して測定する。調査の結果、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった場合（土壌汚染が判明した場合）には、全ての一部対象区画で追加調査を実施する（個別分析）。

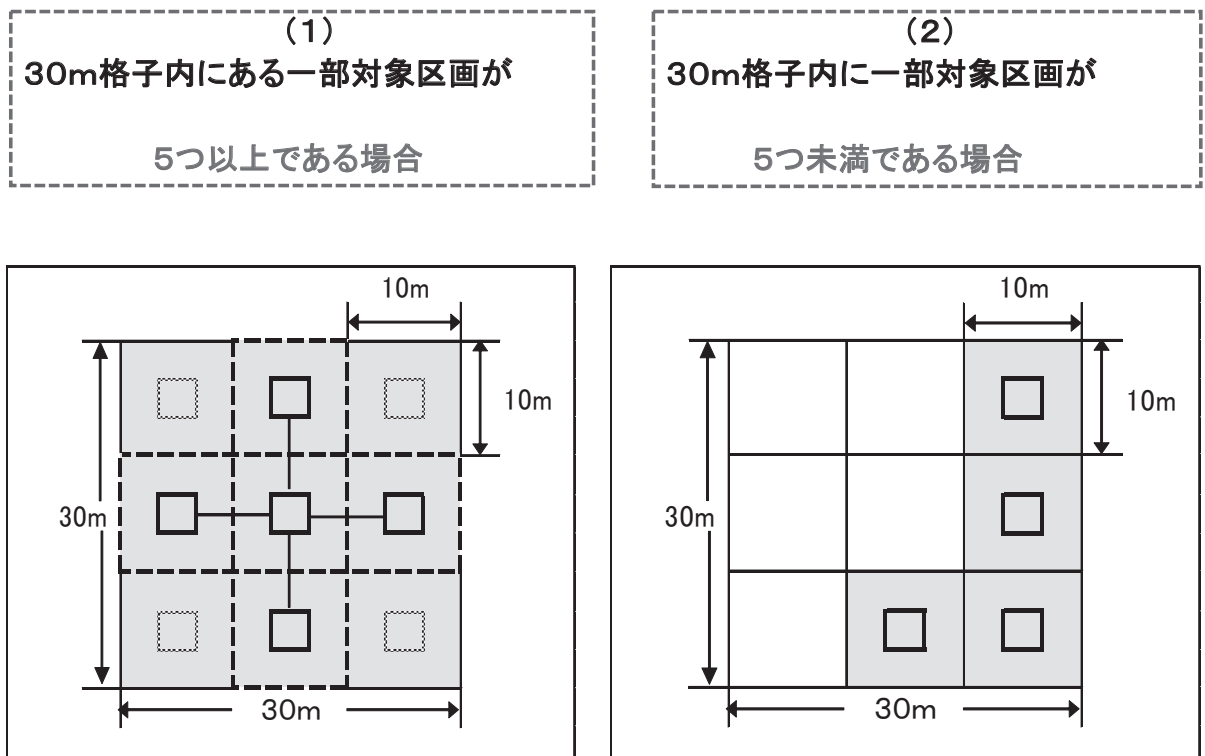


図 - 16 五地点混合方式の試料採取方法

### 2.3.6 要措置区域

知事等は土地が次のいずれにも該当するときは、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質で汚染されており、当該汚染による人の健康にかかる被害を防止するため、汚染の除去、汚染の拡散の防止、その他の措置を講ずることが必要な区域として要措置区域に指定し公示する。

- ① 土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないこと
- ② 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じまたは、生ずるおそれがあること。

要措置区域に指定されれば、土地の形質変更は、知事等による指示措置等の場合以外は禁止されている。指定後の流れを図 - 7 に示している。

### 2.3.7 形質変更時要届出区域

知事等は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合せず、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認めるときは、形質変更をしようとするときに届出をしなければならない区域として形質変更時要届出区域に指定し、公示する。指定後の流れを図 - 7 に示している。

### 2.3.8 指定の申請

土地の所有者等が自主的に土壤の特定有害物質による汚染状況について調査した結果、基準に適合しないと認めるときは、図 - 17 のように要措置区域等の指定の申請をすることが出来る。

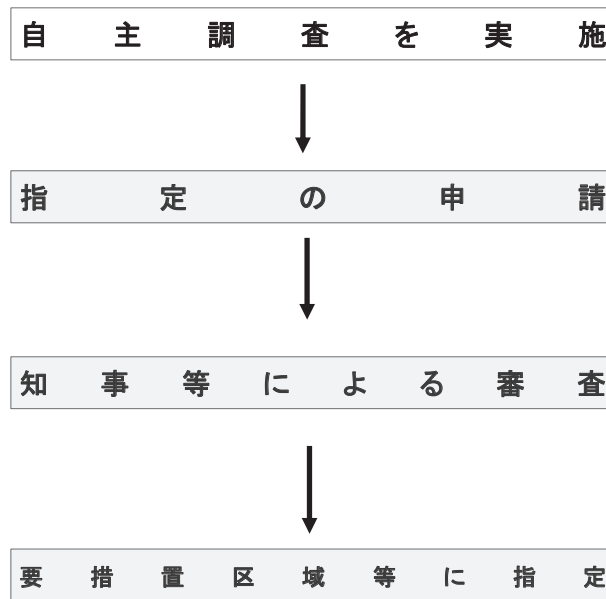


図 - 17 要措置区域等への指定の申請の流れ

### 2.3.9 浄化の技術的基準

知事等により要措置区域に指定された場合には、汚染物質の除去等の措置が指示される。

特定有害物質による土壌汚染に関する人の健康に係る被害が生じないように、直接摂取によるリスク、地下水等の摂取によるリスクに区別して措置を定めている。

直接摂取によるリスクに係る措置では、土地の利用状況に応じて、「砂場もしくは園庭の敷地」「盛土では支障がある土地」「通常の土地」に応じて表 - 18 のように定められている。



措 置	砂場若しくは 園庭の敷地	盛土では支障 がある土地	通常の土地
土壌汚染の除去 (掘削除去、原位置浄化)	◎	○	○
土壌入換え	—	◎	○
盛 土	—	—	◎
舗 装	○	○	○
立入禁止	○	○	○
<b>第二種特定有害物質のみ適用</b> ◎: 講ずべき汚染の除去等の措置 (指示措置) ○: 指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置 —: 適用不可能な措置			

表 - 18 直接摂取によるリスクに係る措置

また、地下水等の摂取によるリスクに係る措置では、先ず、地下水汚染があるかどうか、さらに、地下水汚染があった場合、特定有害物質の種類に応じて第二溶出量基準適合か否かに分けて表 - 19 のように措置の内容（浄化方法）が定められている。

措置	汚染の状態 地下水 汚染 なし	地下水汚染あり					
		第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質	
		第二溶出量基準					
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
地下水の水質 の測定	◎						
原位置封じ込め	○	◎	*◎	◎	*◎	◎	—
遮水工封じ込め	○	◎	*◎	◎	*◎	◎	—
地下水汚染 の拡大の防止	○	○	○	○	○	○	○
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○	○
遮断工封じ込め	○	—	—	○	○	○	◎
不溶化	○	—	—	○	—	—	—
◎: 講ずべき汚染の除去等の措置 (指示措置) ○: 指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置 —: 適用不可能な措置 *: 予め汚染状態を第二溶出量基準に適合させる必要がある							

表 - 19 地下水等の摂取によるリスクに係る措置

## 2.4 汚染土壌の搬出

### 2.4.1 汚染土壌搬出規制の趣旨

土壌汚染が見つかり、健康への影響があると判断されると、浄化（法に基づく措置）が必要になる。法で規定する措置の方法は多くあるが、現在のところ、汚染土壌を搬出することが多い。汚染土壌を汚染区域（要措置区域等）の外へ搬出することは、汚染の拡散をもたらす可能性があることから、環境へ配慮した搬出方法が要求される。そこで、汚染土壌を搬出する場合、知事等への事前の届出義務があり、搬出に係る計画が汚染土壌の運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反している場合には、知事等がその是正を命ずることができることとなっている。

### 2.4.2 汚染土壌の搬出の届出及び計画変更命令

#### 2.4.2.1 汚染土壌の搬出の事前届出

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、その着手の14日

前までに、搬出の計画について図 - 20のように知事等に届け出なければならぬこととなっている。

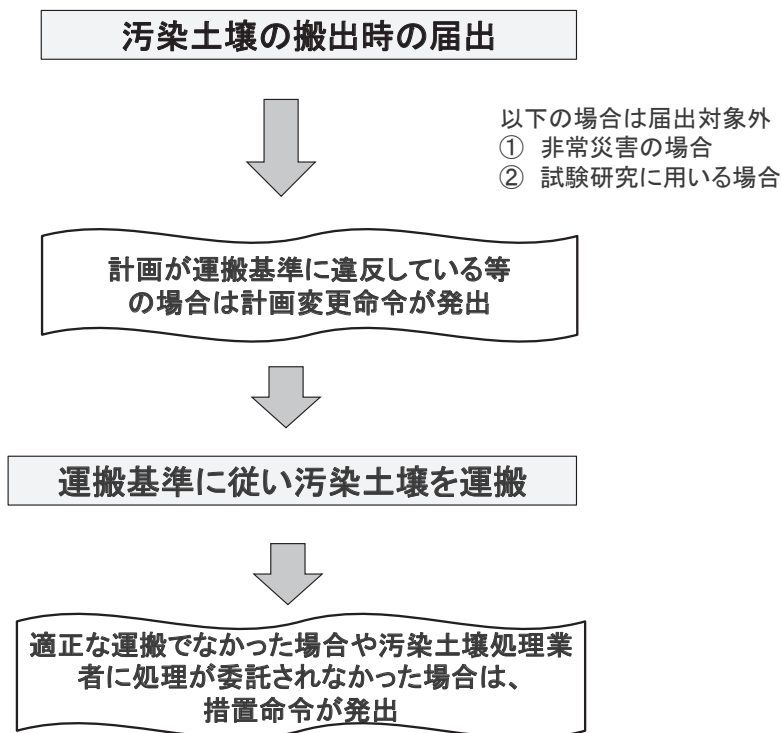


図 - 20 汚染土壌搬出時の規制

ただし、指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、25種すべての特定有害物質による汚染状態が表 - 11及び表 - 12に示した「土壌溶出量基準」及び「土壌含有量基準」に適合すると知事等が認めたものの場合には、届け出義務を除外することとなっている。さらに、非常災害のための応急措置として搬出を行う場合は事前に届出をするいとまがないこと、また、汚染土壌を試験研究の用に供するために搬出を行う場合は、搬出する汚染土壌の量が少ないのが一般的であることから、事前の届出を要さないこととなっている。ここにいう「汚染土壌」とは、要措置区域等内の土地の土壌をいい、その形態は問わず、含水率が高く泥状ものであっても汚染土壌として取り扱われる。

届出義務者は、その搬出に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関

係では、その施工に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

届出事項は、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、体積及び運搬の方法、運搬する者及び処理する者の氏名又は名称、処理施設の所在地、搬出の着手予定日及び完了予定日、運搬及び処理の完了予定日、要措置区域等の所在地、積替場所及び保管場所の所在地、自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先等となっている。

また、搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写しを添付する必要がある。

さらに、汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託する場合には、その旨の契約書の写しを添付する必要がある。

その届出に係る事項を変更しようとするときは、届出に係る行為に着手する日の14日前までに、その旨を知事等に届け出なければならないこととなっている。

#### 2.4.2.2 計画変更命令

知事等は、「搬出の届出」や「変更の届出」があった場合において、汚染土壌の運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、当該計画の是正を命ずることができる。

#### 2.4.2.3 要措置区域等内の土壌を法の対象から外すための認定制度

要措置区域内から搬出する汚染土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していれば、あえて搬出の規制対象とする必要はない。このため、搬出しようとする汚染土壌の汚染状態の調査方法及び法の対象から外すための認定手続が定められている。

なお、搬出規制対象とならないためには、25種のすべての特定有害物質について、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することを確認する必要がある。

その、調査方法は掘削前調査と掘削後調査のいずれかの方法で行うことが決められている。

いずれの調査においても、土壌の掘削の対象となる土地における「汚染のおそれの把握」を実施し、掘削対象地の土壌を特定有害物質の種類ごとに「土壌汚染が存在するおそれ」に応じて3種類に分類した上で、掘削前調査にあつては各区画を、掘削後調査にあつては掘削して区分された土壌を試料採取等の単位として分類ごとにそれぞれ定められた方

法に従って、土壌の試料採取等を実施することになる。

#### 2.4.2.4 災害時の汚染土壌の搬出の事後届出

非常災害のための応急措置として汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した場合は、搬出した日から起算して14日以内に、知事等にその旨を届け出る必要がある。

#### 2.4.2.5 汚染土壌の運搬に関する基準及び処理の委託義務

汚染土壌を要措置区域等の外へ搬出し処理する行為は、汚染の拡散をもたらす可能性があることから、以下の事項に従わなければならないこととなっている。

##### (1) 運搬に関する基準

汚染土壌を運搬することにより、汚染土壌の所在を不明にするおそれがあるとともに、運搬に伴い汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の観点から運搬に関する基準が図 - 21のように定められており、遵守が義務付けられている。

- ① 特定有害物質の飛散等の防止措置
- ② 汚染土壌を運搬している旨の表示
- ③ 混載等の禁止
- ④ 積替え、保管、荷卸し及び引き渡しに関する規定
- ⑤ 管理票に関する規定等

図 - 21 汚染土壌運搬基準

##### (2) 処理の委託義務

汚染土壌を要措置区域等の外へ搬出する者は、汚染土壌の処理を知事等の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しなければならないことにな

っている。

#### 2.4.2.6 汚染土壌の運搬及び処理に関する措置命令

汚染土壌を運搬した者が、運搬に関する基準に違反した場合及び汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反している場合であって、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散防止の必要があるときは、知事等は、相当の期限を定めて、汚染土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を命ずることができることとなっている。

#### 2.4.2.7 運搬の管理票

##### (1) 管理票の交付手続等

汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散の未然防止を図るため、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、定められた基準に従って、管理票を交付しなければならないことになっている。交付する管理票は、運搬の用に供する自動車等と管理票を1対1で対応させることを原則としている。管理票の流れを図 - 22に示す。

## 要措置区域等からの搬出

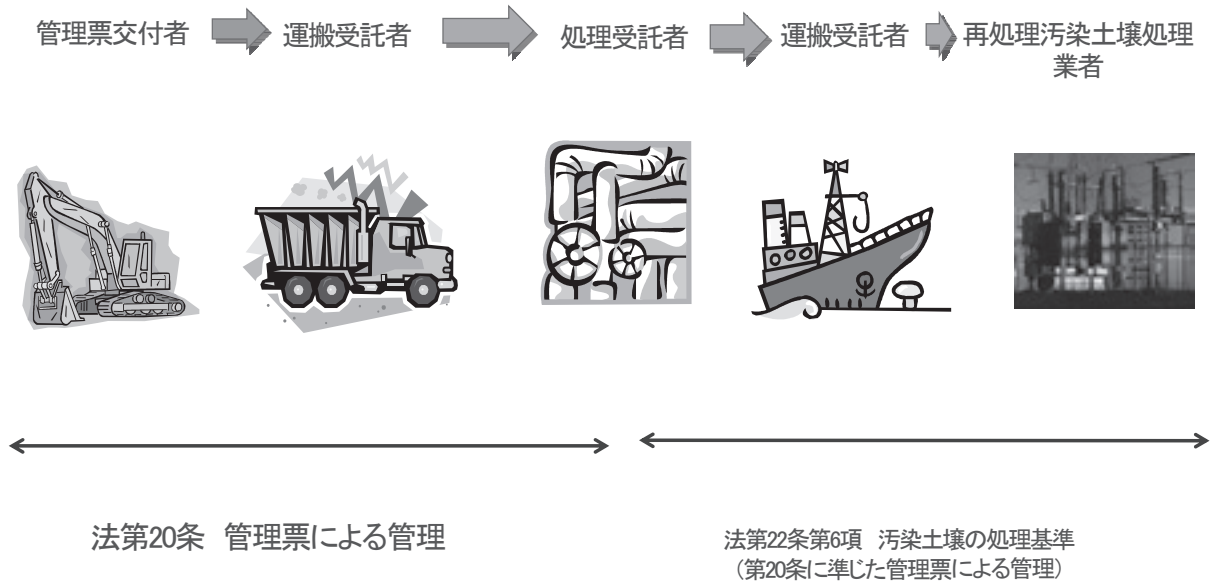


図 - 22 汚染土壌搬出に伴う管理票の流れ

運搬受託者及び処理受託者は、運搬又は処理が終了したときは、交付又は回付された管理票に必要事項を記載し、10日以内に当該管理票の交付者等へ当該管理票の写しを送付しなければならない。

管理票交付者は、交付した管理票の写しの控えを保管し、管理票の内容を照合しなければならないことになっている。

また、汚染土壌が適正に引き渡されているかを確認できるようにするため、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者は、それぞれ管理票又は管理票の写しを5年間保存する義務がある。管理票の交付者は、運搬又は処理の終了を確認する期間として、運搬受託者からの場合には交付後40日以内、処理受託者からの場合には交付後100日以内に写しの交付がなければ知事等に届出なければならない。

### (2) 汚染土壌二次管理票

汚染土壌処理業者が処理した後の汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設に引き渡すために運搬を他人に委託するとき、又は、汚染土壌の処理

の事業を廃止し、又は許可を取り消された場合に、残存する汚染土壌を処理の委託の目的で引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、二次管理票を使用しなければならない。

## 2.5 汚染土壌処理業

### 2.5.1 汚染土壌処理業の許可制の趣旨

現在まで、汚染土壌の処理を行う者が基準を遵守せずに、不適正な処理が行われた事例が顕在化していた。これを防ぎ、処理業者に適正な処理を履行させるため、汚染土壌の処理を業として行う者を知事等が許可する制度を設けるとともに、その担保措置を規定している。

汚染土壌処理業の許可制度は、汚染土壌の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、汚染土壌の適正な処理を確保することを目的としている。

法で定める汚染土壌処理施設は次のとおりである。

- ① 異物などを除去し、含水率を調整する「分別等処理施設」
- ② 汚染物質を浄化する「浄化等処理施設」
- ③ 埋め立て処理する「埋立処理施設」
- ④ 汚染土壌を原料としてセメント製造する「セメント製造施設」

また、処理の流れは図 - 23に示すようになっている。



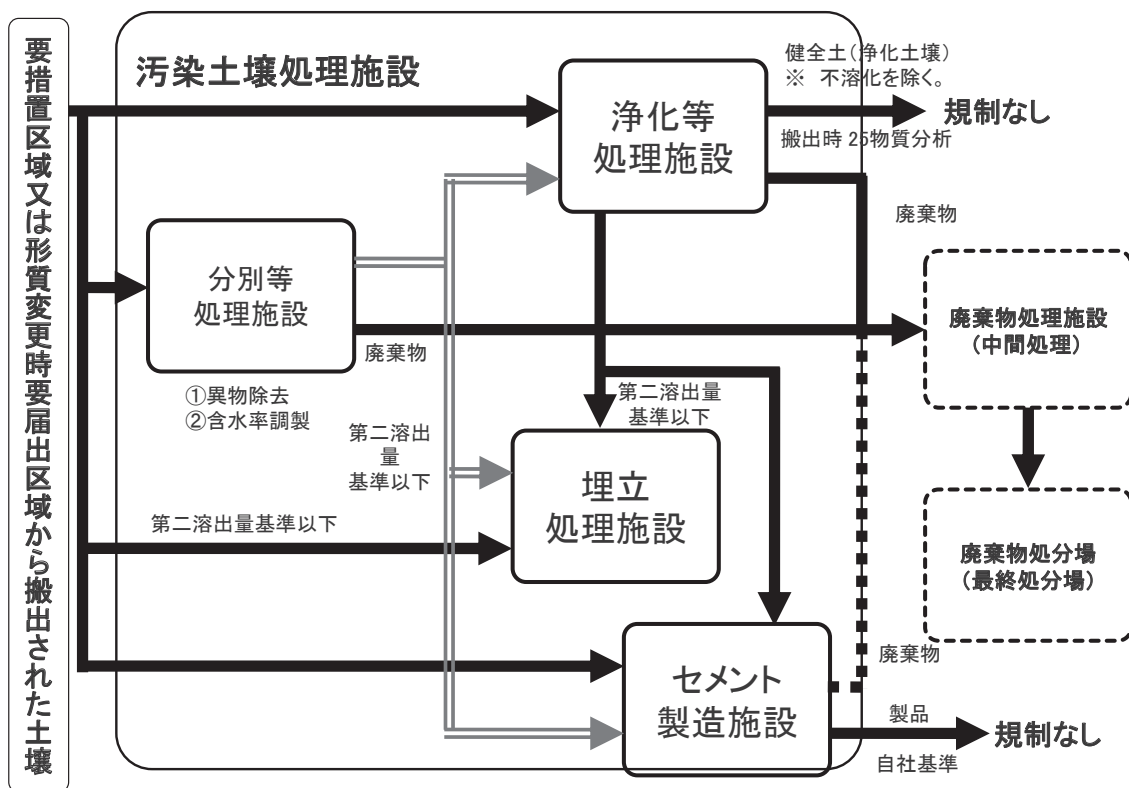


図 - 23 汚染土壌処理の流れ

### 2.5.2 汚染土壌処理業の許可の申請

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、知事等の許可を受けなければならない。ここでいう汚染土壌処理施設とは、汚染土壌の処理を行う事業場の敷地内に設置される汚染土壌の処理の用に供する施設の総体をいい、汚染の除去等を行うプラント本体だけでなく、汚染土壌の受入設備や保管設備、汚水や大気有害物質の処理設備、事業場内において汚染土壌が移動する通路等が含まれる。

また、同一の敷地内において、汚染土壌処理施設を構成する設備のうち、浄化等、セメント製造、埋立て及び分別等のうち異なる方法を採用する設備がある場合には、全体としてひとつの汚染土壌処理施設として扱われる。

さらに、処理の用に供する施設が複数あって、それぞれの施設が汚染土壌の受入から、保管、処理までの一連の独立した設備を設置して業を行う場合には、別の施設として扱われる。

また、許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うことになっている。

### 2.5.3 汚染土壌の処理の基準

汚染土壌の処理に伴って生じた汚水や気体等が飛散等し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が発散することによって汚染の拡散をもたらしてはならないことから、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する基準に従って、汚染土壌の処理を行わなければならない。

汚染土壌処理業者により当該基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、知事等はその者に対し、期限を定めて汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

### 2.5.4 汚染土壌の処理の再委託の禁止

汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理の事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる能力や施設を備えている者として許可を受けた者であることから、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。

ここにいう処理の再委託の禁止とは、汚染土壌処理業者と当該汚染土壌処理業者に汚染土壌の処理を委託した当該汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者との委託契約に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託することをいい、汚染土壌処理業者が許可に係る汚染土壌処理施設において当該委託に係る処理を終えた後の汚染土壌を、許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すことは、再委託の禁止には当たらない。

### 2.5.5 汚染土壌処理の記録の保管及び閲覧

汚染土壌処理業者が汚染土壌を適正に処理しているかどうかを知事等が把握するため、報告徴収や立入検査により当該施設の稼働状況を効率的に確認することが必要であることから、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する事項の記録を作成し、保存しなければならない。記録事項としては、受け入れた汚染土壌に係る要措置区域等の所在地、当該汚染土壌の汚染状態、量及び受入年月日、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水や排気の測定に関する事項等である。

また、記録については、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者とは、要措置区域等外へ当該汚染土壌を搬出した者や運搬した者及び汚染土壌処理施設が設置されている場所の周辺に居住する者等が含まれる。

### 2.5.6 汚土壌処理施設の事故時の届出

汚土壌処理施設は、熱分解、熔融、洗浄等の汚土壌の処理方法に応じて様々な機能を有しており、当該施設において破損その他の事故が発生した場合、汚土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等することにより、当該施設の周辺住民の健康に係る被害が生ずるおそれがある。このため、汚土壌処理業者は、許可に係る汚土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、汚土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を知事等に届け出なければならない。

### 2.5.7 汚土壌処理施設の変更の許可等

#### 2.5.7.1 汚土壌処理施設の変更の許可

汚土壌処理業者は、汚土壌処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚土壌処理施設において処理する汚土壌の特定有害物質による汚染状態に変更が生じた場合には、汚土壌の適正な処理ができなくなるおそれがあることから、知事等に変更の許可を受けなければならない。

##### ① 汚土壌処理施設の種類の変更とは

許可に係る汚土壌処理施設の事業場内において、施設の種類を追加したり、削減したりする場合は該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚土壌の浄化プラント、かつ、汚土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内に併設している汚土壌処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する。

##### ② 汚土壌処理施設の構造の変更とは

総体としての汚土壌処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。例えば、処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更することや、受入設備に新たに屋根を設ける場合等が該当する。

##### ③ 汚土壌処理施設の処理能力の変更とは

処理することができる汚土壌の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。

④ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更とは

処理する汚染土壌の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壌処理において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理を行っていた汚染土壌処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理をやめて、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみの処理を行おうとする場合等が該当する。

#### 2.5.7.2 汚染土壌処理施設の変更の届出

汚染土壌処理業者は、軽微な変更をしたとき又は汚染土壌処理業者の名称等に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。

具体的には、汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地、保管設備の場所及び容量、役員の氏名及び住所、再処理汚染土壌処理施設に係る事項、廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類に記載した事項等の変更である。このうち、廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類に記載した事項の変更があった場合には、許可基準である廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎に変更が生じていないか特に留意する必要がある。

#### 2.5.7.3 汚染土壌処理施設の休廃止等の届出

汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事等に届け出なければならない。

ここにいう休止とは、汚染土壌の処理の事業を一時やめてある期間休むことをいい、一時休んで将来再開することを予想している時点で廃止とは異なる。廃止した後には、許可の取消し等の措置義務をすみやかに講じなければならない。

## 2.5.7.4 汚染土壌処理施設への改善命令及び許可の取消し等

### 2.5.7.4.1 汚染土壌処理施設の許可の取消し

基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと判断されるに至った場合には、知事等は、汚染土壌処理業者に対し、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、次の基準に適合しないなど法が許可を取り消すべき場合等として定める要件に該当すると判断されるに至った場合には、許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

#### ① 汚染土壌処理業者が欠格要件に該当したとき

汚染土壌処理業者のうち、次の（ア）から（ウ）の要件の者が該当する。

（ア） 法に違反し、または法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

（イ） 法の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者

（ウ） 法人であって、その事業を行う役員のうち上記（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

#### ② 汚染土壌処理施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき

汚染土壌処理施設又はその者がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる構造又は維持管理上の基準を満たさなくなること又は汚染土壌処理業者の能力が汚染土壌処理施設の維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、若しくは汚染土壌の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものである。

#### ③ 法の規定に基づく命令に違反したとき

例えば、管理票に虚偽の記載をしたときや、汚染土壌の処理に関する基準に違反したときが含まれる。

#### ④ 不正の手段により許可（許可の更新を含む。）又は変更の許可を受けたとき

「不正の手段」とは、例えば許可申請の際に申請書及びその添付書類に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答をし、又は暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせること等をいう。なお、本来許可を受けることができない者が、事実関係を偽るなどして汚染土壌処理業の許可を受けた場合、当該者については到底適正な汚染土壌の処理は

期待し得ず、不適正な処理を引き起こす可能性が高いほか、許可制度に対する信頼を損なうなど、その悪質性は無許可営業に準ずるものと認められ、直罰の対象となる。

#### 2.5.7.4.2 汚染土壌処理施設の許可取消しの手続

許可の取消し等の処分を行う場合には不利益処分であることから、行政庁は行政手続法に基づき、処分を行うこととした理由を示すとともに、許可を取り消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与を行い処分の内容について土壌汚染処理業者に異議を主張する機会を与えることになっている。

#### 2.5.7.4.3 汚染土壌処理業の名義貸しの禁止

汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。

「名義貸し」とは、無許可業者等に対し許可業者が許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいうが、このような行為は、無許可営業を助長し、法の根幹をなす汚染土壌処理業の許可制度の信頼を失墜させる行為であることから、これを禁止し、これに違反した許可業者に対して無許可営業の場合と同様の罰則を科すこととなっている。

#### 2.5.7.4.4 汚染土壌処理施設の許可の取消し等の場合の措置義務

汚染土壌処理施設や汚染土壌処理施設が設置されていた土地は、汚染土壌の埋立てや浄化に伴い、特定有害物質によって汚染されているおそれから、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

また、知事等は汚染土壌処理施設内の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該施設を事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。

「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、例えば、地下水の飲用等に伴う人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときや、汚染土壌処理業者が汚染の拡

散の防止その他必要な措置を講じていないと認めるときなどが該当する。

#### 2.5.7.4.5 汚染土壌の処理に関する報告徴収及び立入検査

知事等は、汚染土壌処理業者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、また、汚染土壌処理業者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

「汚染土壌処理業者の事務所」とは、汚染土壌処理施設に係る事業場以外の事務所であって、汚染土壌の処理の事業に関する業務を行う事務所をいう。知事等は、この規定を活用することにより、汚染土壌処理施設に立入検査を行うなどして、許可の基準や処理の基準の適合性を確認し、必要に応じ、改善命令や許可の取消し等の処分を行うことができる。

また、汚染土壌処理業者であった者に対しても知事等は報告徴収及び立ち入り検査を行うことができるようになっている。

さらに、法の規定に違反して土壌汚染処理等を行った場合には罰則が適用され、従業員が法人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても罰金刑が科されることになっている。

終わりに

本報告書作成に当たり、「土壌汚染対策法」「土壌汚染対策法施行令」「土壌汚染対策法施行規則」「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(局長通知)」や「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」等、土壌汚染に関する環境省の通知等を引用した。

汚染土壌取り扱いの基本である「土壌汚染対策法」を以下に添付する。



## 参 考 資 料

### 土壤汚染対策法

(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 土壤汚染状況調査（第三条一第五条）
- 第三章 区域の指定等
  - 第一節 要措置区域（第六条一第十条）
  - 第二節 形質変更時要届出区域（第十一条一第十三条）
  - 第三節 雑則（第十四条・第十五条）
- 第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制
  - 第一節 汚染土壤の搬出時の措置（第十六条一第二十一条）
  - 第二節 汚染土壤処理業（第二十二条一第二十八条）
- 第五章 指定調査機関（第二十九条一第四十三条）
- 第六章 指定支援法人（第四十四条一第五十三条）
- 第七章 雑則（第五十四条一第六十四条）
- 第八章 罰則（第六十五条一第六十九条）
- 附則

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

**2** この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項、第四条

第二項及び第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

## 第二章 土壌汚染状況調査

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

**第三条** 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(次項において単に「特定施設」という。))であつて、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の

土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

**第四条** 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

**第五条** 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う

旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

### 第三章 区域の指定等

#### 第一節 要措置区域

(要措置区域の指定等)

**第六条** 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。

二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

(汚染の除去等の措置)

**第七条** 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。
- 3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく、当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講じることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 6 前三項の規定によって講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。

（汚染の除去等の措置に要した費用の請求）

**第八条** 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

**第九条** 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指

示措置等として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為  
(適用除外)

**第十条** 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

## 第二節 形質変更時要届出区域

(形質変更時要届出区域の指定等)

**第十一条** 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更時要届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

**第十二条** 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
  - 二 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
  - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(適用除外)

**第十三条** 第四条第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

### 第三節 雑則

(指定の申請)

- 第十四条** 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと認料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- 2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令

で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

(台帳)

**第十五条** 都道府県知事は、要措置区域の台帳及び形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

## 第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制

### 第一節 汚染土壤の搬出時の措置

(汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

**第十六条** 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一 当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態



- 二 当該汚染土壌の体積
  - 三 当該汚染土壌の運搬の方法
  - 四 当該汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
  - 五 当該汚染土壌を処理する施設の所在地
  - 六 当該汚染土壌の搬出の着手予定日
  - 七 その他環境省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
  - 二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二條第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

（運搬に関する基準）

**第十七条** 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

（汚染土壌の処理の委託）

**第十八条** 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者

であって当該汚染土壌を自ら処理する場合

二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合

三 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

**第十九条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

二 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

(管理票)

**第二十条** 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

- 3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規

定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

- 4 汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。
- 7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

**第二十一条** 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

## 第二節 汚染土壌処理業

(汚染土壌処理業)

**第二十二条** 汚染土壌の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 汚染土壌処理施設の設置の場所
- 三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- 四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- 五 その他環境省令で定める事項

- 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合することであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であって、その事業を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

- 4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

- 6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。
- 7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。
- 8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の許可等）

**第二十三条** 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（改善命令）

**第二十四条** 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二条第六項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

**第二十五条** 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。

二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二条第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。)又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。

(名義貸しの禁止)

**第二十六条** 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

**第二十七条** 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境省令への委任)

**第二十八条** この節に定めるもののほか、汚染土壌の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

## 第五章 指定調査機関

(指定の申請)

**第二十九条** 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査(以下この章において「土壌汚染状況調査等」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

**第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を

受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

**第三十一条** 環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

(指定の更新)

**第三十二条** 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(技術管理者の設置)

**第三十三条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの(次条において「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

**第三十四条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

(変更の届出)

**第三十五条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称

又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(土壤汚染状況調査等の義務)

**第三十六条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査等を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項及び第十六条第一項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査等を行わなければならない。

3 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

**第三十七条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

(帳簿の備付け等)

**第三十八条** 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

**第三十九条** 環境大臣は、指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

**第四十条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

**第四十一条** 指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し)



**第四十二条** 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項又は第三十八条の規定に違反したとき。

三 第三十六条第三項又は第三十九条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたとき。

(公示)

**第四十三条** 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条第一項の規定により第三条第一項の指定が効力を失ったとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。

三 第三十五条（同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く。）又は第四十条の規定による届出を受けたとき。

## 第六章 指定支援法人

(指定)

**第四十四条** 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(業務)

**第四十五条** 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ 土壌汚染状況調査

ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

三 前号イからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基金)

**第四十六条** 指定支援法人は、支援業務に関する基金（次条において単に「基金」という。）を設け、同条の規定により交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

(基金への補助金)

**第四十七条** 政府は、予算の範囲内において、指定支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(事業計画等)

**第四十八条** 指定支援法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定支援法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

**第四十九条** 指定支援法人は、支援業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(秘密保持義務)

**第五十条** 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第四十五条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲げる業務（同条第一号又は第二号に掲げる業務に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

**第五十一条** 環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

**第五十二条** 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

(公示)

**第五十三条** 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第四十四条第一項の指定をしたとき。
- 二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。
- 三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。

## 第七章 雑則

(報告及び検査)

**第五十四条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

- 2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要

な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

**第五十五条** 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(資料の提出の要求等)

**第五十六条** 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述べることができる。

(環境大臣の指示)

**第五十七条** 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 第三条第一項ただし書の確認に関する事務

二 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務

三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務

- 四 第五条第二項の調査に関する事務
- 五 第六条第一項の指定に関する事務
- 六 第六条第二項の公示に関する事務
- 七 第六条第四項の指定の解除に関する事務
- 八 第七条第一項の指示に関する事務
- 九 第七条第五項の指示措置に関する事務
- 十 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務  
(国の援助)

**第五十八条** 国は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壌汚染状況調査又は要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。  
(研究の推進等)

**第五十九条** 国は、汚染の除去等の措置に関する技術の研究その他土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。  
(国民の理解の増進)

**第六十条** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。  
(都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)

**第六十一条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

- 2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。  
(経過措置)

**第六十二条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断

される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

**第六十三条** この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

**第六十四条** この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

## 第八章 罰則

**第六十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二 第九条の規定に違反した者

三 第二十二條第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理を業として行った者

四 第二十三條第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者

五 不正の手段により第二十二條第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。)又は第二十三條第一項の変更の許可を受けた者

六 第二十六條の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者

**第六十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項、第四条第一項、第十二條第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三條第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七條の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者

三 第十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

四 第二十條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規

定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

八 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

九 第二十一条第三項の規定に違反して、送付をした者

**第六十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者

二 第五十条の規定に違反した者

三 第五十四条第一項若しくは第三項から第五項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第六十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第六十九条** 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

**第二条** 第三条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十条から第十二条まで及び第十五条の

規定の例により行うことができる。

- 2 第二十条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第二項並びに第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

**第三条** 第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については、適用しない。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成一七年四月二七日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

**第二十四条** この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

#### 附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成二一年四月二四日法律第二三号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の



日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

**第二条** この法律による改正後の土壤汚染対策法（以下「新法」という。）第二十二條第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

**2** 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**3** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

**第三条** 新法第四条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過する日以後に土地の形質の変更（同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第八条において同じ。）に着手する者について適用する。

(指定区域の指定に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなす。

(指定区域台帳に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行の際現に存する旧法第六条第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五条第一項の規定による形質変更時要届出区域の台帳とみなす。

(措置命令に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行前にした旧法第七条第一項又は第二項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

(汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による命令を受けた者に係る旧法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

**第八条** 施行日以後の日に附則第四条の規定により新法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなされた土地の区域において当該

土地の形質の変更に着手する者であって、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九条第一項の規定による届出をした者は、新法第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置)

**第九条** 新法第十六条第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壌を当該要措置区域等（同項に規定する要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

(指定調査機関の指定に関する経過措置)

**第十条** この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に、新法第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

(変更の届出に関する経過措置)

**第十一条** 新法第三十五条の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条に規定する事項を変更しようとする指定調査機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定調査機関については、なお従前の例による。

(適合命令に関する経過措置)

**第十二条** この法律の施行前に旧法第十六条の規定によりした命令は、新法第三十九条の規定によりした命令とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第十五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。



## 汚染土壌処理の法規と実態

発行日：平成26年3月01日

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階

電話番号 06 - 6943 - 4016

FAX番号 06 - 6942 - 5314

URL <http://www.o-sanpai.or.jp/>

発行人：会 長 國中賢吉

法政策調査委員長 片淵昭人

定価：1,500円（税込）

著者：鞍谷保之

複写・転写を禁じます。



公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

*<http://www.o-sanpai.or.jp/>*